

河砂第240号  
令和4年1月11日

各土木事務所長 様

砂防課長

砂防指定地の座標指定について（通知）

このことについて、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課より別添写しのとおり、通知がありました。今後の砂防指定地の進達については、本通知を活用し実施されるよう、よろしくお願ひします。

なお、本通知の改定内容を反映した改正マニュアル等については、国から届き次第情報提供します。

砂防班 久木田  
電話 054-221-3041

国水砂第381号  
令和4年 1月 5日

北海道開発局建設部長 殿  
各地方整備局河川部長 殿  
各都道府県土木主管部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
砂防部 砂防計画課長

### 砂防指定地の座標指定について

砂防指定地の指定は、「砂防指定地指定要綱について」（平成元年9月12日付け建設省河砂発第58号建設省河川局長）、「砂防指定地の指定のための手続きについて」（平成21年4月27日付け事務連絡）、「砂防指定地指定要綱の運用方針について」（平成22年11月16日付け国河砂管第294号国土交通省河川局砂防部砂防計画課長）及び「砂防指定地指定要綱の運用方針の細目について」（平成22年11月16日付け事務連絡）に基づき行われているところですが、砂防指定地の位置情報のデジタル化や行政が保有する各種データの連携の促進に資することを目的として、新たに座標指定について下記のとおり定めたので、砂防指定地の指定申請にあたって、積極的な活用をお願いします。

#### 記

##### 1. 座標指定について

従来、砂防指定地の指定手法として、「砂防指定地指定要綱について」第六（指定方法）に基づき、①溪流、河川の上流に起点、下流に終点を定め、その区間の溪流、河川の中心線等から一定距離にある土地の区域を指定する方法（線指定）、②地番や基準点からの距離及び方向で示される標柱によって囲まれた土地の区域を指定する方法（標柱指定）、③字又は地番で示される土地の区域を指定する方法（面指定）が用いられてきたところです。

これらの方法に加え、今後は、④座標（世界測地系に基づく緯度、経度をいう。）で示される地点で囲まれた区域を指定する方法（座標指定）を用いることができることとします。具体的な申請方法については、別途、「座標指定に係る指定申請の手続きについて」（令和4年1月5日砂防管理支援室長事務連絡）を発出したところですので、これを参照してください。

##### 2. 留意点

座標指定の場合、緯度、経度で示される土地の区域が砂防指定地となるため、地番は、砂防指

定地の区域の確定に必要な情報ではありません。しかし、砂防指定地に係る固定資産税の減価補正のためには、地番ごとの土地の総面積や、当該地番における砂防指定地の面積を把握することが必要になります。このため、座標指定であっても、砂防指定地の申請の際には、引き続きこれらの面積を記載した「土地調書（面積）」を提出していただく必要がある旨ご注意ください。

### 3. 申請の受付

令和3年度砂防指定地等に係る調書送付（第3回）（令和4年2月頃を予定）より、座標指定による申請を受け付けることとします。

国水砂第381号  
令和4年 1月 5日

北海道開発局建設部長 殿  
各地方整備局河川部長 殿  
各都道府県土木主管部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
砂防部 砂防計画課長

### 砂防指定地の座標指定に係る標柱及び標識の扱いについて

砂防指定地の座標指定については、「砂防指定地の座標指定について」（令和4年1月5日国水砂第381号）に基づき行われているところですが、標題について下記のとおり定めたので、留意方お願いします。

#### 記

##### 1. 砂防指定地の区域確定のための標柱について

標柱指定の場合、砂防指定地の指定に係る告示に記載された場所に、標柱を設置することによって、砂防指定地の区域が確定します。一方、座標指定の場合、砂防指定地の区域は座標値そのものによって確定するため、必ずしも座標が示す位置に標柱を設置する必要はありません。しかし、国有林との境界を明確にする場合、土地所有者との調整の結果必要とされる場合等において、現地に標柱を設置することは差し支えありません。

##### 2. 砂防指定地の区域を表示するための標識について

1. の標柱設置の有無にかかわらず、各都道府県におかれては「砂防指定地標識設置要領」（昭和52年7月2日河砂発第39号。以下「要領」という。）に基づき、砂防指定地の区域を表示する標識を設置し、砂防指定地の適切な管理及び違反行為の未然防止に努めるようお願いいたします。なお、要領別記様式第3号③において、「標柱方式により行われている場合は当該標柱の位置付近に設置する。」とあるのは、「座標方式により行われている場合は5（標識の設置場所）で定める位置に適宜設置する。」と読み替えることとします。

事務連絡  
令和4年 1月 5日

北海道開発局建設部建設行政課担当者 様  
地方整備局河川部水政課担当者 様  
都道府県砂防主管課担当者 様

国土交通省 水管理・国土保全局  
砂防部 砂防管理支援室長

### 座標指定に係る指定申請の手続きについて

砂防指定地の申請方法については、砂防指定地申請に係るマニュアル（令和3年1月15日作成（令和3年5月21日最終改訂））。以下「申請マニュアル」といいます。）をご参照いただいているところですが、「砂防指定地の座標指定について」（令和4年1月5日国水砂第381号）に基づき導入された座標指定に関しては、申請マニュアルの記載に関わらず、試行的に以下の通り実施することとします。本手続きについては、試行期間を経て、将来的に申請マニュアルに統合される予定です。

なお、以下に記載のない事項は、申請マニュアル同様の取り扱いとなるため、申請マニュアルをご参照ください。

### 記

#### 1. 提出調書及び編纂順番について

- (1) 提出調書に「座標一覧」が追加されるほか、砂防指定地となる土地（地番）全ての不動産登記簿の写し（登記事項要約書の写し）が必要になります。編纂順番は、以下のとおりとしてください。

順番	書類名	備考
総括調書		
1	指定申請に係る公文書	知事、開発局長及び地方整備局長→大臣
2	都道府県知事との協議回答書の写し	直轄事業のみ
3	砂防指定地指定箇所総括表	申請箇所が2箇所以上のみ
4	砂防指定地土地調書総括表	申請箇所が2箇所以上のみ
5	告示案文	
6	指定方針	
7	指定パターン図	
8	直轄施行理由書	直轄事業のみ
箇所（溪流）別調書		
1	指定理由調書	
2	土地調書（区域の表示）	

3	土地調書（面積）	
4	位置図	県内の位置、座標値による位置
5	流域（概要）図	
6	指定平面図	
7	座標一覧	平面直角座標（X座標、Y座標）及び換算後の緯度、経度について記載
8	砂防設備に係る図面	縦断図、構造図、横断図等 ※当面の間、砂防設備に係る図面については添付不要
9	写真撮影位置図	
10	現況写真	
11	公図連続転写図等	
参考資料		
1	不動産登記簿の写し（登記事項要約書の写し）	指定を行う土地（地番）全てについて添付
2	不動産登記法第17条に規定する地図	林班図含む
3	既指定に係る砂防指定地告示官報の写し	該当ページ全文の写し（告示番号が分かるページを含む。）
4	その他関係資料	必要に応じて添付

## 2. 告示案文の記載方法について

告示案文の記載方法は以下の通りです。なお、例文は既指定地（標柱指定）を座標指定に置き換えたものです。

### 【指定する河川（溪流）が1箇所の場合】

一字下げる

高さを揃える

緯度経度は、「千、百、十」を使用しない

指定される区域全体について小字（小字がない場合は大字）まで記載

○国土交通省告示第 号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

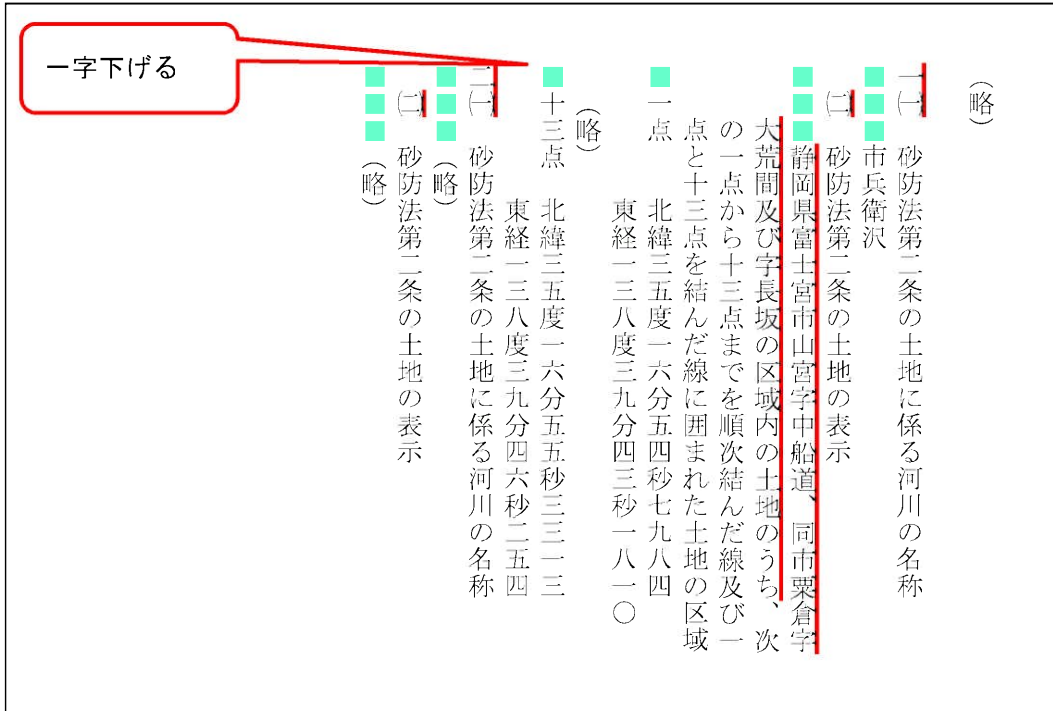
二 砂防法第二条の土地の表示

■ 静岡県富士宮市山宮字中船道、同市粟倉字大荒間及び字長坂の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点を十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

■ 一点 北緯三五度一六分五四秒七九八四  
東経一三八度三九分四三秒一八一〇

■ 十三点 (略) 北緯三五度一六分五五秒三三三三  
東経一三八度三九分四六秒二五四

【指定する河川（溪流）が2箇所以上の場合】



- (1) 区域の所在地（上記の用例では「静岡県富士宮市山宮字中船道、同市粟倉字大荒間及び字長坂」）は、座標の場所だけでなく、砂防指定地に指定される区域全体について小字まで（小字がない場合は大字まで。以下同じ。）記載してください。
- (2) 座標は一字下げで記載してください。指定する河川（溪流）が2箇所以上の場合も同様です。
- (3) 座標は、世界測地系に基づく緯度、経度（JGD2011）で記載してください。平面直角座標（X座標、Y座標）の場合は、国土地理院 HP 等で緯度、経度へと換算してください。  
【緯度、経度への換算（国土地理院 HP）】

<https://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/surveycalc/xy2blf.html>

- (4) 緯度、経度は、「千、百、十」を使用せず、「一」や「〇（ゼロ）」を用いてください。

3. 土地調書（区域の表示）の記載方法について

- (1) 座標指定にあたっては、従前記載いただいていた「地番」の記載は不要です。座標値と当該座標のある場所（小字まで）の記載をお願いします。

土地調書（区域の表示）					
溪流名	都市名	町村名	大字名	小字名	区域
いとうべいさね 市兵衛沢	ふじのみやし 富士宮市		やまみや 山宮	なかでんどう 中船道	静岡県富士宮市山宮字中船道、同市粟倉字大荒間及び字長坂の区域内の土地のうち、次の1点から13点までを順次結んだ線及び1点と13点を結んだ線に囲まれた土地の区域 1点 北緯 35 度 16 分 54 秒 7984 東経 138 度 39 分 43 秒 1810 2点 北緯…… 東経……

--	--	--	--	--	--	--

4. 座標一覧について

平面直角座標（X座標、Y座標）及び換算後の緯度、経度について記載してください。

座標一覧				
座標地点	X座標	Y座標	緯度	経度
1点	-79656.173	14735.840	35° 16' 54.7984	138° 39' 43.1810
2点	.....	.....	.....	.....
3点	.....	.....	.....	.....

5. 不動産登記簿の写し（登記事項要約書の写し）について

座標のある土地（地番）だけでなく、指定を行う土地（地番）全てについて添付してください。なお、写しに座標番号を記載する必要はありません。



### ○砂防指定地標識の設置について

昭和五二年七月二日 建設省河砂発第三九号  
各都道府県土木主管部長あて  
建設省河川局長

標記については、昭和四十五年九月二十一日付け建設省河砂発第八三号（河川局長通達）により、既に貴職におかれても十分配慮のうえ砂防指定地等管理の強化を図っておられることと思われるが、一層の促進と整備を図るため、別添のとおり「砂防指定地標識設置要領」を定めたので、今後、遺憾のないよう取扱われたく通知する。なお、昭和二十八年七月三十一日付け建河発第二二六五号「砂防指定地の標柱建設について」（河川局長通知）は廃止する。

#### 砂防指定地標識設置要領

- 1 要領の目的  
本要領による標識の設置は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地（以下「砂防指定地」という。）に施設される砂防設備の保全のためになされるものに限るものとする。
- 2 設置の時期及び対象  
砂防工事が行なわれる年度において施設される砂防設備に係る砂防指定地を設置の対象とする。
- 3 予算措置  
砂防工事の認可箇所限りにおいて、各設計毎に、次の四に掲げる標識の種類のうちから、必要最小限の本数を、本工事費の雑工事に計上するものとする。
- 4 標識の種類及び標準規格  
砂防指定地に設置する標識の種類及び標準規格は次のとおりとする。

- (1) 砂防指定地標識（別記様式第1号又は第2号）
- (2) 砂防指定地標柱（別記様式第3号又は第4号）

#### (3) 砂防設備標識（別記様式第5号）

5 標識の設置場所  
標識の設置場所は、砂防設備の存する周辺の土地状況を調査のうえ、原則として次の要件に該当する位置に設置するものとする。ただし、災害等のため、標識が埋没し又は焼失する恐れがないところでないならぬ。

- (1) 人家の密集したところ
  - (2) 道路、橋梁等の人目につきやすいところ
  - (3) 砂防ダムの附近
  - (4) 砂防指定地の上下流端の位置
  - (5) 砂防指定地周辺の土地開発が予想されるところ
- 6 標識の維持管理  
標識を設置した後は、常に点検を行い、その管理に適正を期するものとする。